

四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務委託プロポーザル審査基準

1 審査方法

本審査基準をもとに、1次審査及び2次審査を行う。なお、プロポーザル応募者及び1次審査通過者が1者の場合も審査を行うものとする。

2 1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たす事業者から提出された書類をもとに、1次審査を行う。参加資格要件を満たす事業者が多い場合は、1次審査通過者として上位4者を選定する。なお、参加事業者が1事業者のみであっても、審査を行う。評価点が6割に満たない場合は、1次審査を通過できないものとする。

評価項目・評価内容

評価項目	評価内容	配点
業務実績調書（様式第2号）	令和6年4月1日現在において、保育施設を複数運営する法人又は地方公共団体へ保育業務支援システムを導入した業務実績を評価する。（最大5件まで）	25点
セキュリティ対策調書（様式第3号）	セキュリティ対策の認証取得について評価する。	15点
機能要件回答書（様式第4号）	本市が求めるシステム機能の評価するものである。機能要件書の各項目について、パッケージ対応可能であるものは加点対象となるが、対応不可であるものは加点されない。また、代替案を記載したのものについては本市の要求を満たしていると判断した場合は加点対象となる。	740点
合計		780点

3 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

1次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングをもとに審査する。2次審査の評価点は、各事業者に対する委員の採点の平均点（小数第1位四捨五入）とし、2次審査の評価点が6割に満たない場合は、受託候補事業者とならない。

1次審査の評価点と2次審査の評価点に価格評価点を加え、その合計点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補事業者とする。なお、1次審査通過者が1事業者のみであっても、審査を行う。

（1）プレゼンテーション・ヒアリングの評価項目・評価内容（420点）

	評価項目	評価の視点	配点
1	スケジュール	初期構築及び各種設定業務、初期データ登録における想定作業のスケジュールが適切か。職員への導入前及び導入後の説明等の期間が適切に設けられているか。	20点
2	システム 基本性能	保育業務に適しているか、事務処理の効率化を図ることができるか。	20点
		保護者の利便性向上を図ることができるか。	20点
3	基本操作	トップ画面は見やすく、わかりやすいか。	30点
		児童管理機能（児童台帳：氏名、生年月日、クラス、保護者情報等）は使いやすいか。	30点
		登降所（園）管理機能（QRコード等やタッチパネルの打刻方法等）は使いやすいか。（QRコード等を忘れた際の対応、登降所（園）の時刻の修正方法等）	30点
		保護者連絡機能（欠席・遅刻の連絡、メールの一斉配信、発育測定参照等）は使いやすいか。	30点
		延長保育管理機能（児童の支給認定区分による延長保育料、請求書等）は使いやすいか。	30点
		計画・日誌作成機能（年、月、週の指導計画、保育日誌、保育所児童保育要録・認定こども園こども要録の作成等）は使いやすいか。	30点
		全体的にシンプルな設計で誰でも使用できるシステムか。また、簡単な操作でスムーズに運用ができるか。	30点
4	その他の機能	上記以外の機能について、保育業務の効率化や保護者の利便性向上を図ることができるか。	20点
5	セキュリティ	個人情報を管理するのに適切なシステムか。	20点

6	サポート	マニュアル作成や研修、ヘルプデスクの設置等、職員や保護者に対するサポート体制が十分であるか。	30点
7	障害対応・バックアップ・復旧	障害発生時の対応や受付は充実しているか（発生時の対応の具体的流れ等）。バックアップを行う仕組みについて、有効な提案がなされているか。頻繁なメンテナンス停止がないか。（メンテナンス停止の年間スケジュール等）	20点
8	柔軟性・将来性	本市の業務に沿ったカスタマイズが可能か。将来的な発展性があるか。（追加機能、拡張性）	20点
9	追加提案	その他特筆すべき提案等（仕様書にない特筆すべき機能等）	20点
10	プレゼンテーション	プレゼンテーションはわかりやすい説明であったか。	20点

(2) 価格評価（600点）

見積書（様式第7号）を基に、下記のとおり評価を行う。（小数第1位四捨五入）

①令和6年度分

価格評価点 = (1 - 見積価格/予定価格) × 100点

②使用料52か月分

価格評価点 = (1 - 見積価格/予定価格) × 500点